

平成28年度第1回喜多方市総合教育会議議事録

1 日 時 平成29年2月15日（水）午後1時30分～午後2時10分

2 場 所 喜多方市役所 庁議室

3 出席者

(構成員)	市 長	山 口 信 也
	教育委員会委員長	関 口 高 志
	教育委員会委員長	山 口 良 子
	職 務 代 理 者	武 藤 修 吉
	教育委員会委員	遠 藤 一 幸
	教育委員会委員	芳 賀 忠 夫
(事務局)	企 画 政 策 部 長	園 部 計 一 郎
	企 画 調 整 課 長	鈴 木 守
	企画調整課長補佐	五十嵐 俊 之
	企 画 政 策 係 長	高 橋 亮 慈
	企画調整課副主査	山 本 拓 道
	教 育 部 長	外 島 正 弘
	教 育 総 務 課 長	佐 藤 健 志
	学 校 教 育 課 長	佐 藤 寅 記

4 協議事項

(1) 喜多方市教育大綱について

5 報告事項

(1) 喜多方市いじめ防止基本方針について

6 内 容

○園部企画政策部長

皆様、本日は大変お忙しい中おいでいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまより平成28年度喜多方市総合教育会議を始めさせていただきます。

まず初めに、市長よりご挨拶を申し上げます。

○山口市長

皆様、こんにちは。

本日は、今年度初めてとなります喜多方市総合教育会議を招集いたしましたところ、教育委員の皆様におかれましては、本当にご多用の中ご出席をいただきましてありがとうございます。また、日ごろから本市の教育の充実のためにご尽力を賜っておりまして、感謝にたえないところであります。今後ともよろしくお願い致します。

さて、本市では現在、平成29年度からの10カ年を計画期間とする新しい総合計画を策定しており、本市のさらなる発展に向け、新たな一步を踏み出そうとしているところでございます。また、教育委員会におかれましては、本市の実情を踏まえながら新総合計画と足並みをそろえつつ、本市教育の振興に資する計画の策定に尽力いただいているところであります。

本日は、今後の本市教育分野の指針となります教育大綱について協議していきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではありますが挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願い致します。

○園部企画政策部長

ありがとうございました。

続きまして、次第の3、協議事項に入りたいと存じます。協議事項につきましては、喜多方市総合教育会議設置要綱第4条第1項の規定によりまして、市長のもとで議事の進行をよろしくお願い申し上げます。市長、よろしくお願い致します。

○山口市長

では、早速であります、座ったままで進めさせていただきます。

それでは、これより協議事項に入ります。

(1) 喜多方市教育大綱についてであります。内容について、事務局から説明をお願いします。

○五十嵐企画調整課長補佐

皆さん、こんにちは。企画調整課長補佐の五十嵐と申します。私のほうから喜多方市教育大綱についてご説明申し上げます。

お手元に配付してございます四角で囲んだ資料1をご覧くださいと思います。

まず、教育大綱についてであります、今ほど市長の挨拶にもございましたが、教育大綱は教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策について、市の目標や施策の根本となる方針を市長が定めるものであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行されましたが、この法律の改正により全ての地方公共団体において教育大綱策定が義務づけられたものであります。市長に大綱の策定を義務づけることによって、市民の意向をより一層反映すること、また市における教育、学術及び文化の振興に関する

施策の総合的な推進を図ることを目的としております。

現在の喜多方市教育大綱につきましては、先ほどの地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして、平成27年度中に4回の総合教育会議を経て平成28年、昨年の3月に策定したところであります。今の教育大綱が、平成28年度までを計画期間としている現在の喜多方市総合計画を踏まえた内容であり、期間についても現総合計画の終期と合わせて平成28年度末までとしているため、平成29年度に向けて新たな教育大綱を定める必要がございます。

続きまして、2番の新教育大綱の方針についてであります。今回平成29年度からの新しい大綱を定めることにつきまして、喜多方市教育振興基本計画（案）の基本理念と基本目標を新しい喜多方市教育大綱として位置づけたいとするものであります。

根拠についてであります。平成26年7月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律についての文部科学省の通知において、教育大綱は教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めること、また大綱を定める場合は総合教育会議において協議することが示されました。

簡単には、資料1の点線四角で囲まれた部分で、当該地方公共団体が教育振興基本計画を定めている場合にはということで、アンダーラインの部分になりますが、その中の目標や施策の根本となる方針の部分、今回では喜多方市教育振興基本計画（案）の基本理念と基本目標を教育大綱に位置づけすることができるというもので、この会議において協議・調整した結果これでよいとなった場合には、別途に大綱を策定する必要はないものであります。

なお、喜多方市教育振興基本計画（案）は、平成29年度から平成38年度を計画期間とする新しい喜多方市総合計画と整合性を図りながら策定しているところであり、本市の教育を振興するための基本的な方針を定めるものであります。

資料1の下の方に教育大綱の位置づけイメージというものを示しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

また、併せて新しい教育大綱の期間についてであります。法律の規定はないところであり、喜多方市教育振興基本計画（案）との整合性から平成29年度から平成38年度までの10年間を基本として、それから社会情勢の変化等による総合計画や教育振興基本計画の見直しに合わせて柔軟に見直しを行いたいとするものでございます。

教育大綱につきましてはの説明は以上です。

○佐藤教育総務課長

議長、続けて資料1の3番について、教育総務課長であります。私のほうからご説明をさせていただきたいと思います。

○山口市長

はい。

○佐藤教育総務課長

それでは、資料１の３番でございますが、新教育大綱及び教育振興基本計画についてご説明を申し上げます。

まず、現在、策定を進めております教育振興基本計画について説明をさせていただきますと思います。お手元のほうに喜多方市教育振興基本計画の策定についてという資料を配付させていただきましたので、ご覧いただきたいと思います。まずこれでもって計画の概要についてご説明を申し上げます。

１番目の計画策定の趣旨でございますが、本年度において策定が進められております本市の総合計画に基づきまして、平成29年度から教育振興策をより効率よく効果的に推進していくため、本市の教育の現状と課題を把握し、地域性を十分生かしながら、教育振興策に関する基本的な計画として本市の教育振興基本計画を策定するものであります。

２番目の計画の位置づけでございますが、本計画は、教育基本法第17条第２項に基づきまして、政府が定めた教育振興基本計画を参酌し、福島県が定めた第６次福島県教育総合計画を踏まえ、本市の総合計画との整合性を図りながら策定するものであり、本市の教育を振興するための基本理念と基本目標を掲げ、施策展開の方針や重点的に取り組む施策の内容、その達成目標を示すものとし、本市の総合計画における教育分野の個別計画として位置づけたいとするものであります。

３番目の計画の期間でございますが、先ほどもありましたとおり、本計画は、本市の総合計画との整合性を図るため、平成29年度を初年度とし平成38年度を目標年次とする10年間の計画としたい考えでございます。

４番目の計画策定の体制でございますが、まず（１）として教育振興基本計画策定作業部会、この組織は教育部長、教育部各課長及び中央公民館長により構成しまして、計画案のたたき台となる素案や資料を取りまとめるとともに、教育振興基本計画審議会からの意見等を踏まえ計画案の調整作業等を行うものであります。これまで５回開催してまいりました。

２番目の教育委員会でございますが、教育委員会では、計画案について協議・調整し計画案を取りまとめるとともに、教育振興基本計画審議会からの答申等を踏まえ計画を決定するものでございます。昨年の７月以降の定例会、さらには臨時会において計画案の協議・調整を図ってきたところでございます。

３番目の教育振興基本計画審議会でございますが、この組織につきましては、喜多方市教育振興基本計画審議会条例に基づきまして12名の委員により構成をし、教育委員会からの諮問に応じ、計画の策定に関し必要な事項について調査審議を行うものであります。これまで２回の会議を開催してまいりました。

続きまして５番目でございますが、パブリック・コメント制度による意見等の

募集ということで、本年1月12日から2月10日までの30日間、市民等からの意見募集を行ってきたところでございます。寄せられた意見は3件ございました。この3件につきましては、いずれも計画本文の修正に至るような意見ではなく、この計画をもとにして事業を实践するに当たっての意見あるいは要望等が記されたものでありまして、事業展開の上で十分この意見を踏まえて反映させながら取り組んでまいりたいという考えで整理をしたところでございます。

6番目の計画の案についてでございますが、これはお手元にお配り申し上げました喜多方市教育振興基本計画（案）という冊子でございます。後ほどご説明します。

最後に7番目でございますが、今後のスケジュールでございます。まず（1）として、第3回教育振興基本計画審議会の開催ということで2月20日を予定してございます。この3回目の会議におきまして、計画案全体について審議をお願いしまして答申を受けるというような形で進めてまいりたいと考えております。続きまして計画の決定でございますが、3月16日に教育委員会定例会が予定されております。その教育委員会定例会において最終審議を行い計画を決定してまいりたいと、このようなスケジュールで今後進める考えでございます。

それでは、別冊の教育振興基本計画（案）をご覧くださいと思います。

この計画につきましては5つの章で構成をしているものでありまして、本市の教育の現状と課題を整理し、教育振興のための基本理念と基本目標を掲げ、施策の展開を示すものであります。この教育振興基本計画の根本となります基本理念と基本目標をもって本市の新たな教育大綱に位置づけたいとするものであります。

基本理念と基本目標についてご説明をいたします。16ページをお開きいただきたいと思います。

第3章として、この部分が基本理念と基本目標であります。現在、策定が進められております本市の新たな総合計画に掲げる将来の都市像「力強い産業 人が輝く 活力満ちる安心・快適なまち」、この実現を目指しまして、本市の教育の現状と課題を踏まえ、子どもたちや市民が願っている教育を実現させる教育振興策に取り組んでいくため、教育振興に向けた基本理念と基本目標を掲げたものであります。

まず、基本理念といたしましては、1番目でございますが、本文の下の方を読み上げさせてもらいますが、「まちづくりは人づくり」の考えから、確かな学力と豊かな心を身につけ、自分自身に揺るぎない自信を持ち、豊かな自然や歴史・文化に恵まれた郷土を愛し、自立しながらも地域社会の中できずなを大切に、ともに力強く生き抜いていく力を持った人材を育成していくため、本市の教育振興の基本的な考え方として基本理念を掲げるものであります。

その理念といたしましては、線で囲ってあります中でございますが、「自分と郷

土を誇り、自立と共生の精神をもって、たくましく生きる喜多方人の育成」であります。

次に、基本目標についてであります。17ページをご覧くださいと思います。

今ほどの基本理念のもと、学校教育、生涯学習、歴史・文化・芸術、3つの分野に分けてそれぞれ基本目標を定め教育振興策を展開していこうとするものであります。

まず、基本目標Ⅰであります。これは学校教育の分野となります。目標としては、「全ての子どもの「生きる力」を育む」であります。これは、子どもたち一人一人の個性を大切にしながら、確かな学力、豊かな心、健やかな心身の育成など、社会の変化に対応しながらたくましく生き抜いていく力を育んでいくということでございます。

次に、基本目標Ⅱであります。生涯学習、生涯スポーツの分野になります。目標は、「生涯学習活動への主体的な実践力を育む」であります。これは、市民一人一人が学ぶ楽しさや喜びを感じ自己実現を目指すとともに、地域のきずなを大切にしながら住みよい地域社会づくりに参画できるよう、生涯にわたり主体的に学習活動やスポーツ活動に取り組む力を育んでいくということでございます。

次に、基本目標Ⅲであります。この部分は歴史・文化・芸術の分野となります。目標としては、「歴史・文化・芸術への関心を高め豊かな感性と郷土愛を育む」であります。これは本市の文化等を身近に感じる取り組みを通して、本市の豊かな自然や歴史、文化、芸術について市民の興味を喚起し、関心を高め、豊かな感性と郷土愛を育んでいくというものでございます。

以上が基本理念と基本目標でございます。このたびの新たな市の総合計画の策定と並行しながら、本市としては初めてとなります教育振興基本計画を策定するものでありまして、29年度からの新たな本市の教育大綱については、この教育振興基本計画の根本であります基本理念と基本目標をもって本市の教育大綱に位置づけたいとするものでございます。これまでの教育大綱につきましては、喜多方市人づくりの指針を基本理念に据えて、現在の総合計画で示しております施策の方針、心を豊かにする生涯学習の推進、あるいは特色ある学校教育の推進、これらを基本目標に位置付けておりましたが、新たな教育大綱では、教育振興基本計画としてまとめました育成すべき人材の姿を明らかにした基本理念と学校教育や生涯学習、歴史・文化・芸術の各分野において目指すべき目標を明らかにした基本目標をもって大綱として位置づけたいというものでございます。

説明については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○山口市長

説明が終わりました。何かご意見ございませんか。

本件については、教育委員会におかれましてはいろいろ議論の推移のことでこ

れをまとめたという経過もあるわけでありまして。特にありませんか。

○芳賀教育長

意見ではないんですが、ご説明を若干させていただきたいと思います。

このたび市の教育委員会が策定した教育振興基本計画のことなんですが、概要について今、教育総務課長から説明があったとおりであります。そこにつけ足して申し上げますが、これまで本年も含めて過去からずっと今年度までやってきた喜多方市の教育行政における重点施策の反省と評価を踏まえて、今後求められる教育のあり方について教育委員会が主体性を持って作成したということでありますので、そのことを付け加えさせていただきます。

○山口市長

ただいま教育長からあったとおりであります。ということで、付け加えてください。

どうぞ。

○関口教育委員長

関口であります。

1 番目の今協議している新教育大綱の方針でありますけれども、これは、今の説明だと市の今策定中である教育振興基本計画の基本理念と基本目標をもって大綱と位置づけることとしたいということでしたので、私はこれでよいのかなと。根拠法令も示されているし、そういうことで進めてよいのではないのかと思います。これは私の意見であります。

○山口市長

今、ご意見ございました。これでよいのではないかと。あとありませんか。

ほかになかったら確認したいと思うのでありますが、今後できます喜多方市教育振興基本計画を本市教育大綱に位置づけるということでよろしいでしょうか。これをお諮りします。異論ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○山口市長

異議なし、異存なしということであります。ありがとうございました。その方向で進めさせていただきたいと思います。

以上で協議事項は終了いたしました。

続きまして、4 の報告事項、喜多方市いじめ防止基本方針についてであります。内容について説明をお願いします。

○佐藤学校教育課長

お配りした資料は3部あります。1つは「喜多方市いじめ防止基本方針」についてという1枚、もう1枚は喜多方市いじめ問題対策連絡協議会の概要というもの、そして実際の基本方針を策定した現物のカラー写真のものでございます。

1枚目の「喜多方市いじめ防止基本方針」についてをご覧ください。

この基本方針について、作成の経緯と意図についてご説明申し上げます。2011年になりますが、大津市で中学2年生のいじめを苦にした自殺がありました。この事件の前後において学校と教育委員会の対応というものが問題視されまして、翌年にはこの事件が誘因となりまして国のいじめ防止対策推進法が可決されております。今お話ししました学校と教育委員会の対応が問題視されたということですが、これは早期に発見するということと、実際にいじめが起こった、または自殺が起こった対応に問題があったということでございました。こういった問題を受けまして策定されたいじめ防止対策推進法は、25年6月に成立しております。

この推進法の趣旨でございますが3つありまして、1つ目は、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための基本理念を策定するということ、2つ目には、国及び地方公共団体、学校、保護者等の責務を明らかにするということです。具体的には、例えば学校ですといじめの防止及び早期発見、いじめへの適切で迅速に対処する責務があるということでございます。保護者の責務というのは、例えば具体的に言いますと、子どもに規範意識を養う責務がありますよということでございます。3つ目に、いじめ防止等の対策の基本となる事項を定めるということがあります。

この推進法の趣旨を受けまして、喜多方市では、喜多方市いじめ防止基本方針を28年3月に策定しております。内容でございますが、1つは、いじめ防止基本方針の策定に関する基本的な考え方を示しております。2つ目に基本政策として、いじめ発生の未然防止、いじめ発生時の対応、そして大きな3つ目として学校としての取り組み、4つ目に重大事態への対応という内容で構成したものをつくっております。

これを受けまして、各学校では、より学校の実態に応じて具体的な内容で作成されたいじめ基本方針を策定しております。一番下にある〇〇小学校または〇〇中学校いじめ防止基本方針というものでございます。

その上に戻りまして、重大事態への対応ということで書いておきましたが、2枚目の、いじめ問題対策連絡協議会の概要というものをご覧ください。この中の4番目、一番下に重大事態への対応について記しております。

まず、重大事態というのはどういうものかと。これは生命、心身または財産に重大な被害が生じるという場合です。2つ目は相当期間学校を欠席することを余儀なくされたというような場合、こういった事態を重大事態と捉えております。

この重大事態が起きた場合でございますが、(1)のところ、学校だけでは対応が困難な場合は、市の教育委員会が「いじめ問題対策委員会」を編成し、教育委員会の諮問に応じて開催いたします。この対策委員会ですが、その上の四角囲みで幾つか囲まれておりますが、一番大きな四角の喜多方市いじめ問題対策連絡協議会、これは年に2回このメンバーで開催してございまして、このメンバーの中から適当と認める者を6人ほど選んで構成して開催いたします。内容は、いじめ問

題の事実関係を明確にするための調査、具体的な支援内容の検討を行うということでございます。

この対策委員会でもなかなか解決が図られないというようなとき、または、先ほどの重大ないじめが発生したときには、市長が必要があると認めた場合に「喜多方市いじめ問題調査委員会」を設けて再調査を行うことができるということで、この委員会の設置を考えております。

具体的な内容につきましては、冊子にしましたいじめ防止の基本方針の中に先ほど説明した構成の内容が具体的に示されておりますので、ご確認いただければと思います。

以上でございます。

○山口市長

ただいま報告事項といたしまして、喜多方市いじめ防止基本方針について説明があったわけであります。

ご意見等ございませんか。あるいは質疑。

とにかく喜多方からはいじめは出さないと。基本方針、これは基本ですね。

どうぞ。

○芳賀教育長

学校教育課長から説明はさせましたけれども、今、市長がおっしゃったように、いじめは許されないことでありますから、学校では、教育委員会はもちろんですが、全力を挙げてこの未然防止に努めるということを最大の目標としております。

しかしながら、万が一いじめが不幸にして起こってしまった場合、初期対応といじめられた子どもの保護、それから保護者への説明というものが非常に大事になってきます。そういった部分で今後どういう対応をしていくかというときには、まずは学校で解決すべきものでありますけれども、当然教育委員会もかかわります。しかしながら、学校や教育委員会での対応策が不十分だった場合、これは保護者が納得しませんので、そういった場合は、教育委員会が第三者による調査委員会を立ち上げてしっかりとした調査と事後の対応策について協議し、その保護者、子どもたちに理解をもらえるように努めていきます。しかし、なおかつ、それでもなかなか理解が得られないという事態も考えられますので、そういった場合には、市長が必要に応じて主として第三者による調査委員会を設置してこの問題に対応することができるという旨がここに記されておりますので、共通理解に立っていただくためにこのような説明をさせていただいたところであります。

現在、既に報道等でご存じだと思うんですが、横浜でもありましたし、現在、愛知県の一宮でも問題になっております。それから、残念なことなんですけれども、過日の報道によりますと須賀川市、そして昨日、南相馬市でもそういったことがありましたので、私どもは、やはり本市の教育の充実のために心をしっかりと、

決意しながらこの問題に対応していきたいと思っています。よそごとではなくて当事者意識を持って、危機感を持って対応していきますので、重大な事態に立ち入らないようにするために最大の努力をしていきたいと思っています。

○山口市長

今、教育長からありました内容ですが、そのとおりだと思います。ちょっと本で読んだんですが、一度いじめに遭って、かなりその生徒が悩んで、そして見かけ上はもう正常どおりになったと。ところが、社会に出たり、上級学校に入ったりすると、また何か潜在の、そういう悩みというか、出ることがあるのだそうです。だから、一番最初からやっぱり喜多方からは、たくましい生徒、心ですね。そういったことと、あと友達もいっぱいくれるような。やっぱり相談とか生徒同士打ち明けるとか、そんなことも私は基本にあるんじゃないかと思うね。いわゆる環境ですよ。それは教育そのものにもあると思うんですが。こんなことで、絶対出さない、それから、重大事態が発生するその前に、やっぱり重大にならないようにすることが大切だと思いますね。

ほかにありませんか。

○芳賀教育長

なお、今回の県内での事案発生を受けて、先ほど申し上げたように、これはよそごとではありません。当事者意識をしっかりと持って、改めて今やっている対応が適切であるかどうか、どこかに漏れがないかどうか、そういったことを危機意識を持ってしっかりと対応するために、明日、喜多方市は独自に臨時の校長会を開いて対応策を再度協議します。

○山口市長

そうですか。臨時校長会ですね。

どうぞ。

○関口教育委員長

自分の感想も含めて2点ほど。

1点は、今お二方からお話があったように、市のいじめの対策委員会と調査委員会と2つ設けることができることになると。この委員会は開くことがないような形で進めていただきたいというのが、一番の切実な願いであります。協議会とか指導の協議会もその中にあるわけですけど、年に2回でなく3回でも4回でも開いていただいて、重大事態に対応しなければならないようなことのないような形で進めて課題解決に取り組むことが必要だろうというものです。

あともう1点は感想ですけど、今話題になりましたけど、私はテレビのニュースしか見ていないんですけど、どうも愛知県の親への対応を見ていると、前の日の夜わざわざ保護者会を開いて説明して、次に校長先生が記者会見して説明して、食い違うなんていうところが出たりしてるので、マスメディアが全て正しいのかどうかもわかりませんが、どうも対応がうまくいってないのかなと。裏か

ら見ると、教育委員会とかどこか違う方向から圧力がかかって、そういう言葉に言い直さざるを得ないような状況になっているのではないかなんていうイメージも持たれがちなようなニュースだったように感じました。

ですから、早くそういう事実を明確にさせていただいて、きちんとした情報を発信してもらおうというのが大切なことだろうと思いますので、そういうイメージを持たれることのないような形で進めなければならないのかな、というような感想を持ちました。人ごとではないかと。明日に記者会見の席上に座ってなきゃならないような状況にもなるような、全体的な状況ではそのような状況になっているのかとも危機感を感じているところです。

以上です。

○山口市長

大変貴重なご意見、ありがとうございます。

あとありませんか。

○芳賀教育長

訂正させていただきます。臨時校長会、明後日の午前9時からということになります。失礼しました。

○山口市長

以上、特にないようでありましたらこれで閉じたいと思うんですが、本当にいじめ、今お話もございましたように、あってはならないものですから。それから潜在もあるのではないかといろいろありますが、しかしながら、これはやっぱり生徒自体、あるいは先生もなかなか大変なところですが、さっき私が言ったように、強い心とかたくましい子どもといったことで、昔からやっぱりいじめみたいなものはあったのはあったんだから、それが現代また別な、違う内容で顕在化して事件にまで、そして命も落としたり、大変な事態を目の当たりにしているわけですから。ひとつ喜多方からはいじめは出さないと。出さないようにするにはどうするかと。これは教育委員会のほうとも、それから我々も市民も一丸となって万全の策を講じなくてはならないと。

こういったことで、本日の会議を閉じてよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○山口市長

それでは、本当にありがとうございます。

○園部企画政策部長

皆様の活発なるご意見など、いろいろとありがとうございました。また、市長、議長職、ありがとうございました。

続きまして、次第のその他に入ります。

皆様から何かご意見、ご要望、その他ございましたらお願いしたいと存じます。

〔「なし」の声あり〕

○園部企画政策部長

なければ、以上で平成28年度喜多方市総合教育会議を閉会いたします。

皆様、ご協議、大変ありがとうございました。お世話になりました。

○山口市長

どうもありがとうございました。また、よろしくお願いします。